

相談無料



いぞう 福祉分野への遺贈(寄付)に 関する専門相談



遺言書の作成等の法的な手続きに関する相談を、法律等の専門家である弁護士または司法書士の協力のもと、無料で実施します。

また、福祉分野への寄付先に関する情報提供や注意点に関する説明を横浜市社会福祉協議会職員が行います。

遺贈（いぞう）とは、遺言書に則り、ご自身の財産を法定相続人以外にも遺すことができる、寄付のひとつの形です。財産の大小に限らず行うことが可能です。

日時：毎月第2水曜日（令和8年2月のみ第1水曜日）

①午後1時30分～午後2時30分 ②午後3時～午後4時

場所：横浜市健康福祉総合センター会議室

横浜市中区桜木町1-1（桜木町駅前）

対象：「横浜市内の福祉分野への遺贈（寄付）」をご検討の方

申込：電話等にて事前申込

各回1組、先着順にて受付、利用は1回のみ

※当日のご予約はお受けできません

受付時間は、平日の9～17時となります

協力：神奈川県弁護士会

（公社）成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部

※両機関から推薦された方の協力のもと、弁護士と司法書士が
月単位で交互に担当



問合せ・申込先



（社福）横浜市社会福祉協議会

担当：ヨコ寄付推進担当 舟田・渡邊

TEL 045-201-8620 FAX 045-201-1620

E-mail yokokifu@yokohamashakyo.jp

この事業は横浜市社協への寄付を活用した取組(ヨコ寄付)です。

ヨコ寄付

ヨコハマで、すぐヨコへ。